

平成28年度 鶴岡市林業振興協議会次第

日時 平成28年10月25日(火) 13時30分～

会場 鶴岡市役所6階 大会議室

○委嘱状交付

1. 開 会

2. あいさつ 農林水産部長

3. 役員改選 会長・副会長選任

4. 協 議

議案1号 鶴岡市森林整備計画の変更(案)について

資料1 資料2

議案2号 鶴岡市林業再生検討部会設置要領(案)について

5. 報 告

報告1号 鶴岡市松くい虫被害対策自主事業計画の策定について

資料3 資料4

6. 意見交換

7. その他

8. 閉 会

鶴岡市林業振興協議会委員名簿

任期：平成28年10月1日～平成30年3月31日

役職	氏名	区分	団体	地域	選出区分	10/25 出欠
副会長	野堀嘉裕		山形大学農学部 教授		学識経験を有する者	○
	松浦安剛		庄内森林管理署 署長			○
	古川和史		庄内総合支庁 森林整備課長			○
会長	菅原勝		出羽庄内森林組合 代表理事組合長		森林組合その他農林 業関係機関並びに関 係団体	○
	大井喜助		温海町森林組合 代表理事組合長			○
	五十嵐正直		鶴岡市生産森林組合 連絡協議会会長			○
	宮守松右エ門		林業士	鶴岡	林業従事者の代表者	○
	上林幹夫		林業士	藤島		×
	鈴木隆一		林業活性化研究会委員	温海		×
	伊藤文一		林業活性化研究会委員	朝日		○
	岩浪春吉		(株)岩浪木材センター 代表取締役	鶴岡	木材流通加工業者の 代表者	○
	栗本正志		(株)大和 会長	鶴岡		×
	佐藤友和		山形県建設業協会 鶴岡支部長			○
	斎藤留吉		山形県建築士会 鶴岡田川支部長			○
	加藤周一		庄内の森林から始まる家 づくりネットワーク鶴 岡・田川 事務局長		林業研究グループ	○

全15名

鶴岡市林業振興協議会事務局名簿

平成28年度

No	所属	役 職 名	氏 名	備 考
1	農林水産部	部 長	渡 邊 雅 彦	
2	農林水産部	参事兼農山漁村振興課長	小 笠 原 健	
3	農山漁村振興課	主 査	蛸 井 弘	
4	農山漁村振興課	冠 専 門 員	工 藤 博	
5	農山漁村振興課	専 門 員	中 村 純	
6	農山漁村振興課	専 門 員	加 藤 信 二	
7	農山漁村振興課	主 事	寺 田 浩 隆	
8	農山漁村振興課	技 師	瀧 澤 誠 介	
9	藤島庁舎	産 業 課 長	小 林 正 雄	
10	羽黒庁舎	産 業 課 長	伊 藤 義 明	
11	櫛引庁舎	産 業 課 長	宮 崎 哲	
12	朝日庁舎	産 業 課 長	土 田 浩 和	
13	温海庁舎	産 業 課 長	百 瀬 政 行	
14	出羽庄内森林組合	企 画 調 整 課 長	菅 原 吉 明	オブザーバー
15	温海町森林組合	参事兼管理課長	鈴 木 伸 之 助	オブザーバー

鶴岡市林業振興協議会設置要綱

平成17年10月1日

訓令第80号

改正 平成19年3月30日訓令第18号

(設置)

第1条 本市における林業振興計画の策定等に関する事項を協議するため、鶴岡市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 森林整備計画の策定に関する事項
- (2) 前号の計画に基づく事業の重要な実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 森林組合その他農林業関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 林業従事者の代表者
- (4) 木材流通加工業者の代表者
- (5) 林業研究グループ代表者
- (6) 林業改良指導員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 必要に応じ部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

鶴岡市森林整備計画を下記のとおり変更する。

記

全国森林計画の変更に伴い記述の追加等を行うもの。

○Ⅰ. 伐採、造林、間伐保育その他森林の整備に関する基本的な事項

2 森林整備の基本方針

- (1) 地域の目指すべき森林資源の姿 の本文中
「適正な施業を実施し」を「**適正な間伐等の実施や適確な更新を確保し**」に変更する。

○Ⅱ. 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 の本文中

「自然的条件、森林資源の賦存状況」を「自然的条件のほか、**車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ**、森林資源の賦存状況」に変更する。

(1) 育成単層林 の本文中

- ・「伐採を10ha以内」を「伐採を**20ha以内**」に変更する。
- ・「風致の維持等のため保護樹林帯を積極的に設置するものとする。」を「伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。」に変更する。

(1) 育成単層林 イ皆伐による場合 の本文中

「なお、更新を確保する」を「なお、**伐採後の適確な更新を確保する**」に変更する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(2) 人工造林の標準的な方法 ア人工造林の標準的な方法 の本文の前に

「**人工造林については、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林について行うこととする。**」を追加する。

(2) 人工造林の標準的な方法 ア人工造林の標準的な方法 の本文の後に

「**コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めることとする。**」を追加する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

2 保育の作業種別の標準的な方法

表Ⅱ-17. 保育の差業種別の標準的な方法の表に最後に以下の行を追加する

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法
鳥獣害防止対策	スギ	必要に応じて	森林施業と一体的に防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備に関する事項 の本文中

「基幹施設であり、工事中路線の早期完了と供用の開始に向けて関係機関と調整を図っていくものとする。また新たな林道整備については、用地や立木補償」を「基幹施設であり、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるものとし、用地や立木補償」に変更する。

1 作業路網等の整備に関する事項 の本文中林道の記載の後に

「また、「育てる林業」から「使う林業」への転換が必至となっている中で、既存の林道には大型トラックによる木材搬出を想定していない路線も多くあることから、拡幅等の改良によって木材安定供給体制の強化を図る必要がある。」を追加する。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 の本文中

「受託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と」を「受託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、」に変更する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 の本文の後に

「また、面的にまとまった共有林野での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林の保有・経営の円滑化を図ることについても検討するものとする。」を追加する。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(3) 林業機械化の促進方法 の④の後に

「⑤リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用等の促進」を追加する。

4 その他必要事項 の本文中

「都市住民を中心としたUJI ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備等森林施業の合理化に関する事項を定めることとする。」を「**林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、都市住民を中心としたUJI ターン者等の山村における定住の促進を図るものとする。**」に変更する。

「Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項」を「Ⅲ 森林病虫害の駆除**及び**予防**その他の**森林の保護に関する事項」に変更する。

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(2) その他 本文中

「該当なし」を「**森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めるものとする。**」に変更する。

2 鳥獣による森林被害対策の方法 の本文中

「モニタリングや防風柵の設置等、広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとします。」を「**モニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等、広域的な防除活動や野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備を推進することとする。**」に変更する。

2 鳥獣による森林被害対策の方法 の本文の後に

「**なお、クマによるスギの剥皮被害が深刻な森林では、忌避剤の塗布やテープの巻き付け等による被害の回避や自然保護関係機関と連携を図りながら計画的な個体数調整のための捕獲をすることとする。また、里山林においては、地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとする。**」を追加する。

◎附帯事項

鶴岡市林業振興協議会で鶴岡市森林整備(変更)計画が承認された場合であっても、庄内地域森林計画の変更並びに東北森林管理局長及び山形県知事との協議によって修正が必要となった時には、協議会会長の責任において本変更計画を修正するものとする。

鶴岡市林業再生検討部会設置要領（案）

平成 28 年 10 月 25 日

（設置）

第 1 条 本市における林業振興の方策について検討するため、鶴岡市林業振興協議会設置要綱（平成 17 年鶴岡市訓令第 80 号）第 7 条の規定により鶴岡市林業再生検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 地域産材利活用の拡大に関する事項
- （2） 木材生産・流通の合理化に関する事項
- （3） 森林保有・経営合理化に関する事項
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（組織）

第 3 条 部会は、部員 7 人以内で組織する。

2 部員は、次に掲げる者の中から鶴岡市林業振興協議会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 森林組合その他農林業関係機関及び関係団体の職員
- （3） 林業従事者
- （4） 木材流通加工業・木質バイオマス発電の従事者
- （5） 林業研究グループの会員
- （6） 青年林業士等
- （7） その他会長又は市長が特に必要と認める者

（部員の任期）

第 4 条 部員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（部会長及び副部会長）

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、必要に応じ部員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月25日から施行する。

鶴岡市森林整備変更計画(案)

計画期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日



平成25年	4月	1日	策定
平成26年	4月	1日	一部変更
平成27年	4月	1日	一部変更
平成28年	4月	1日	一部変更
平成29年	4月	1日	一部変更

山形県
鶴岡市

I 伐採、造林、間伐保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

【鶴岡市の概要】

平成 17 年 10 月 1 日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の 1 市 4 町 1 村による合併により、現在の鶴岡市の総面積は 13 万 1 千 ha となり、全国で 10 位、東北で最大の市となっている。

鶴岡市の森林面積は土地面積の 66% の約 9 万 6 千 ha となっており、天然林が約 6 万 3 千 ha、人工林が約 2 万 5 千 ha、未立木地が約 8 千 ha であり、人工林率が約 26% を占めている。また、それぞれの森林の状況は、天然林のほとんどが広葉樹（天然生林）、人工林のほとんどが育成単層林（スギ）となっている。

森林の保有形態については、約 5 万 ha が国有林、約 4 万 6 千 ha が民有林であり、民有林の約 86% にあたる約 3 万 9 千 ha が私有林となっている。

また、各地域の森林の状況は下記のとおり。

鶴岡地域：「田川林業」として知られた県内有数の林業地域を有している。民有林に占める人工林の割合が 66% と高く、人工林の 90% がスギ林となっている。

また、ラムサール条約に登録された高館山の下池周辺や熊野長峰の湿原を始めとした市民のレクリエーションの場となる森林も存在している。

藤島地域：林野面積が 680ha と少ないが、民有林に占める人工林の割合は 66% と高く、林道整備が進んでおり林道密度も県平均より高い。

羽黒地域：修験道で名高い羽黒山、月山が連なり、磐梯朝日国立公園にもなっている、歴史・文化的機能を持つ森林地域である。

本地域の林業の形態は、1ha 未満の森林を所有する小規模な林家が大半を占めている。

櫛引地域：民有林面積に占める人工林の割合が 54.1% であるが、5ha 未満の林家が 51% を占めている。林業公社の森林も 200ha と比較的多い。

朝日地域：地域面積の 92%、5 万 2 千 ha が森林であり、国有林が 68%、国立公園が 44% を占めている。また、民有林約 1 万 3 千 ha のうち、天然林の面積は 9,500ha と民有林に占める割合が 74% と高く、豊かな自然あふれる地域となっている。

温海地域：スギを中心とした人工林が 8,100ha あって、古くから「温海スギ」としての良質材の生産に取り組んでいる。また、しな織りや木炭生産などの広葉樹の幅広い活用も含めて林産物の生産が活発に行われている。

【現状と課題】

林業のおかれている現状として、木材価格の長期低迷に伴う採算性の悪化、森林所有者の転出による不在村所有森林や後継者不足等による境界不明森林の増加など、適正な森林管理が困難な状況となっており、荒廃する森林が見られる。

森林には木材生産以外に山地災害防止や水源涵養といった公益的な機能も保有している。しかしながら、間伐などの森林整備が行なわれないで放置された人工林は台風や大雪による被害を受けやすく、下層植生が衰退するなど、山地災害防止や水源涵養等の公益的な機能の低下を引き起こす。また、木材販売代金から伐採に係る経費を差し引くと再造林実施のための費用を捻出できず、未植栽のまま放

置される森林も見られるようになってきている。未植栽のまま放置された山林は土壌が流出し、山腹崩壊を起こす原因になることもある。

人工林の適正な管理には造林から主伐、再造林と循環した持続的な管理経営が理想であり、森林内に作業路網を整備することで管理し続けられる体制を整え、高性能林業機械を用いて低コストで伐採・搬出し、木材販売代金によって再植林することを可能とする体制の構築が必要となる。そのためには、多くの森林所有者を集約して大面積の森林経営団地を設置し、一体的且つ効率的な作業と環境整備を推進することが重要と考えられる。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

国土の保全や水資源のかん養、生活環境の保全等の公益的な機能や、木材等を生産する機能など、森林が持っている多面的機能を十分に発揮するために、森林を支える基幹的な産業である林業の振興を図る。そのために、適正な間伐等の実施や適確な更新を確保し、健全な森林資源の維持増進を図り、木材資源の需要拡大を含めた木材の循環システムを強化し、森林の多面的効果を十分に発揮させ、多くの市民が多様な森林の恵みを楽しむようにする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の持つ各機能の高度発揮を図るため、特に発揮することが期待されている機能に応じた施業を推進するため、森林整備の現状と課題を踏まえ、重視すべき森林機能に応じ次表に定める5区域に区分し、多様な森林資源の整備を図る。

表 I - 1. 重視すべき森林機能の区分及び森林整備等の基本方針

重視すべき機能の区分	望ましい森林の姿	森林整備等の基本方針
水源涵養機能	樹木の根系及び落葉等による表土、下層植生の発達によって浸透・保水能力の高い土壌を有する森林、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	水の安定供給を確保する観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、立地条件や市民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとし、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
山地災害防止／ 土壌保全機能	下層植生とともに樹木の根系が深く広く発達し、土壌を保持す	災害に強い山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機

	る能力に優れた森林、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林	能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が生い茂っているなど大気の浄化、飛砂や風を防ぐなど快適な生活環境を保全する能力の高い森林	生活環境の保全及び形成のため遮蔽性を確保する観点から、特に人家、集落、海岸付近に所在し、防風・防潮など気象の緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林の構成を維持し、それら森林に求める機能やあり方に応じ、保護及び適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。
保健文化機能 (保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能)	良好な自然景観や歴史的風致を構成している森林、または市民にとって身近な自然や自然とのふれあいの場として適切な管理が為されている森林、必要に応じて保健・教育活動、文化活動に適した施設等が整備されている森林	保健休養のための利用や景観・風致の構成の確保、希少動植物の保全の観点から、特に優れた自然美を構成する森林、保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林の構成を維持し、それら森林に求める機能やあり方に応じ、保護及び適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。
木材生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し適正な密度と良好な形質な林木を有する森林であって、路網等の生産基盤が適切に整備されている森林	森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生産する観点から、適切な造林、下刈り、除伐、間伐等の保育を推進する。 また、低コスト搬出に不可欠となる施業の集約化や林道等の基盤施設の整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林管理署、県、森林組合、造林及び素材生産の事業者、森林整備法人等と連携を図り、民有林と国有林の緊密な関係を図りつつ、森林施業の共同化、林業機械化の推進のための作業道開設などと合わせて、地元製材事業者等とのネットワークを構築し、木材流通コストの低減を図るための流通及び加工の体制合理化における条件整備を、計画的かつ総合的に推進することとする。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本市における気候、地形、土壌等の自然的条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ、森林資源の賦存状況、木材需給の動向及び公益的機能の確保等に配慮し、立木の伐採は次のとおり行うものとする。

（1）育成単層林

主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保について、必要性を踏まえ、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮し、1箇所当たりの伐採を20ha以内とし、林地の保全、雪崩、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

ア 択伐による場合は、目標とする林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び伐期による施業を繰返すものとする。

なお、択伐率については、30%以下(伐採後に植栽を行う必要のある森林は40%以下)を標準とする。

イ 皆伐による場合、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。なお、伐採後の的確な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮し、標準伐期齢に達した時期に伐採することとする。

ぼう芽更新にあたっては、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下するので、伐期は30年程度とし、優良なぼう芽を発生させるために11~4月の間に伐採するものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植え込みを行う等の的確な更新を図る。

人工林の主伐は多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化も視野に入れながら行うものとする。

（2）育成複層林

主伐に当たっては、気候等の自然的条件及び林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案し行うものとする。

ア 択伐による場合は、育成複層林施業に誘導することが適正と認められるスギ等の人工林又は、天然林で更新補助作業の導入により天然下種更新が図られる林分において行うものとする。その際は、伐採区域の形状や伐採面積の規模等に配慮するとともに、下層木に十分な光が当たり、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率で実施する。

なお、択伐率については、30%以下(伐採後に植栽を行う必要のある森林は40%以下)を標準とする。

イ 間伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

また、伐採後に天然更新を行う場合は、近隣にブナ等の森林があり、実生又はぼう芽による

更新が確実な林分とし、更新樹種の生育に適した環境が得られるよう、1箇所当たりの伐採面積を適正な規模とするとともに、更新を確保するための伐区の形状、母樹の保残等に考慮するものとする。

(3) 天然生林施業

天然生林にあつては、気象、地形、土質等の自然的条件、林業技術体系、公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、皆伐は周囲に樹冠が十分に発達した種子を供給できる母樹となる健全木が存在する場合や天然幼稚樹の生育状況等を勘案して行うこととし、自然景観や地域住民の生活環境等に与える影響を最小限とするため、大面積による伐採を避け、伐採箇所の分散等に配慮して伐採を行うものとする。なお、伐期は25年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため、11月～4月の間に伐採するものとする。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとする。

表Ⅱ－1. 標準的な立木の伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	マツ類	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					用 材	その他
鶴 岡 市	50年	45年	40年	55年	75年	30年

注：標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

表Ⅱ－2. 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備 考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、カラマツ、クロマツ、アカマツ、ヒバ	ケヤキ、ミズナラ、コナラ、ブナ、クリ、キリ、イヌエンジュ、キハダ、クヌギ、ミズキ、トチノキ、ウルシ、シナノキ、サクラ類、カエデ類、タブノキ、その他高木性広葉樹	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市とも相談の上、

適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林については、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林について行うこととする。植栽本数は、次表に示す本数を標準として、多様な施業体系や生産目標を勘案して定めるものとするが、効率的な施業体系の実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じて柔軟に植栽本数を決定するものとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や小花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めることとする。

表Ⅱ－３．人工造林の標準的な仕立て方法

樹種	仕立ての方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て・密仕立て	2,400～3,000	
広葉樹	中仕立て	2,000～6,000	
マツ	中仕立て・密仕立て	2,500～10,000	

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行なうものとする。

表Ⅱ－４．人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵の方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に注意するものとする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵を行い林地の保存に努める。
植付けの方法	全刈地拵の場合は正方形植を原則とし、筋状地拵の場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植え付ける。
植栽の時期	活着率の高い 4 月～6 月中旬までに行うことを原則とし、秋植の場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（9 月～11 月）に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃防止及び森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、皆伐によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に人工造林を実施するものとする。また、択伐によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に人工造林を実施するものとする。

ただし、伐採跡地を森林法第 21 条第 2 項第 4 号の規定による焼畑に使用する場合は焼畑終了後から起算するものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

表Ⅱ－5. 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備 考
天然更新の 対象樹種	アカマツ,クロマツ,ヒバ	ケヤキ,ミズナラ,コナラ,ブナ,クリ, キリ,イヌエンジュ,キハダ,クヌギ, ミズキ,トチノキ,ウルシ,シナノキ, サクラ類,カエデ類,タブノキ,その 他高木性広葉樹	

(2) 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、下記に示す方法を標準として行うものとする。

表Ⅱ－6. 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
芽かき	伐採後3年程度は自然淘汰にまかせ、伐採後4~8年頃に優勢なものを1株3~5本残し、それ以上はかきとる。
植え込み	苗木の植え込みは天然稚樹等を残し、生育状況等を勘案して更新の不十分な箇所について必要な本数を植栽する。
地表処理	ササや粗腐植の蓄積等により更新が阻害されている箇所について、かき起しや枝条処理等の作業を行う。
刈出し	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

表Ⅱ－7. 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	備 考
アカマツ,クロマツ,カラマツ,ケヤキ,ミズナラ,コナラ,ブナ,クヌギ, シナノキ,クリ,ホオノキ,イヌエンジュ,サクラ類,カエデ類,その他 高木性広葉樹	3,000 本/ha	伐採後5年以内に 成立を確認

(3) 伐採跡地の更新をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

表Ⅱ－8. 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地の 天然更新 すべき期間	森林の公益的機能の影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内に更新を図るものとする。 ただし、伐採跡地を森林法第21条第2項第4号の規定による焼畑に使用する場合は焼畑終了後から起算するものとする。
------------------------	--

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

次表に掲げる森林については、主伐後、必ず植栽を行なうものとし、伐採跡地に対する植栽は、森林の地形、所在、周辺の樹種の状況等を勘案し適切な樹種の植栽を行うものとする。

表Ⅱ－9. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森 林 の 区 域	備 考
木材生産に適さない箇所について、周辺あるいは林内に侵入している高木性広葉樹による更新が見込めない箇所	個々の森林の所在は森林簿による。
全域の人工造林に係る森林及び人工造林地の伐採跡地を対象とする。	個々の森林の所在は森林簿による。

ただし、人工造林地において、市長が、再造林ではなく天然更新することが適切であると判断した森林のうち、周囲に樹冠が十分に発達した種子を供給できる母樹となる健全木が存在する場合や森林内に天然幼稚樹が存するなどの場合に限っては、天然更新を行うことができるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)による。

イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が伐採後5年経過した時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおり定める。

表Ⅱ－10. 生育しうる最大の立木の本数

樹種	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	備 考
アカマツ、クロマツ、カラマツ、ケヤキ、ミズナラ、コナラ、ブナ、クリ、クヌギ、シナノキ、クリ、ホオノキ、イヌエンジュ、その他高木性広葉樹	約 10,000 本/ha	伐採後5年以内に立木度3以上であること。

※ 立木度とは、“現在の林分の本数”を“当該林分の林齢に相当する期待成立本数”で除し、十分率により表すもの。

(参考)立木度＝現在の林分の本数 ÷ 当該林分の林齢に相当する期待成立本数

(3) ÷(10,000 本/ha) ÷ (3,000 本/ha)

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育については、優良材の形成、公益的機能の維持増進という観点から不可欠な施業である。私有林約4万2千haにおける人工林率49%（20,560ha）のうち、要保育対象森林（1～7 齢級）が15%（3,077ha）を占めている。また、長伐期施業も含めた高齢級の間伐対象森林（8～10 齢級）が34%（7,083ha）と要保育森林より多くなっていることから、利用間伐を進めるための作業道開設を中心とした路網整備を促進し、機械化施業等での搬出コストの削減に取り組むものとする。また、木材資源の有効活用を図る観点から、様々な間伐材の需要開発等を検討していく必要もある。

一方、間伐が適正に実施されていない森林にあっては、山形県が平成19年度に創設した「やまがた緑環境税事業」により森林を整備する取り組みが始まったことから、県、森林組合等と連携を図りながら円滑な事業実施に取り組んでいくものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を基準として、森林の立木の成育の促進及び利用価値の向上を図り、気象害及び病虫害等から育林木を守り健全な林分を保つため、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

表Ⅱ-11. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の方法

樹種	施業体系	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	育成単層林施業 (少雪地帯) 生産目標 小・中・大径材	3,000	20	30	40	50	本数間伐率は地位に応じて、 初 回 13~27% 2 回目 11~23% 3 回目 15~32% 4 回目 10~21% の範囲内で実施する。	
	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 生産目標 中・大径材							

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを基本とし、地域における既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法など必要に応じて実施する。

表Ⅱ-12. 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	19	20	30			
下刈	スギ	1	1	2	2	2	1	1	1	必要に応じて										植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は植栽木の最盛期となる直前とし6月～7月頃を目安とする。
雪起こし	〃			必要に応じて	1	1	1	1	1	1	必要に応じて									雪により根倒れ又は倒伏した植栽木で成木可能なものについて融雪後できるだけ早く（30日以内）樹幹を麻縄等を用いて直立させる。実施時期は4月頃を目安とする。
つる切り	〃																必要に応じて	つるの根元を切りはなし、幹から取り外す。Ⅲ齢級の時期に1回行なう。		
除伐	〃																必要に応じて	雑木や形質の悪いものを、Ⅲ齢級の時期に1～2回行なう。		
枝打ち	〃																必要に応じて	15年生位から5年毎に4回実施し、1回2m位ずつ打ち上げ、最終枝下高を9m程度とする3、4回目は主伐木のみ行なう。		
鳥獣害防止対策	〃	必要に応じて															森林施業と一体的に防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。			

3 その他間伐及び保育の基準

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、次に示すとおりとする。

ア 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風雪害に留意し、

間伐の繰り返し期間を5年程度として、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施することを基本とする。

イ 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこととする。

ウ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないように実施することとする。

4 その他必要な事項

(1) 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期

要間伐森林として位置づけた森林については、「要間伐森林である旨、並びに当該森林において実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対し通知し、適正な森林状態へ誘導するものとする（要間伐森林の一覧は、別表1に記載）。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別森林の区域及び区域の基準、当該区域内の施業方法は次表に定める通りとする。また、それぞれの区域については、別表2及び別表3に定める区域とする。

表II-13 公益的機能別施業森林の区域及び施業の方法

区分	区域の基準	施業の方法
水源涵養機能森林	水源涵養機能等の維持増進を図るため、水源涵養保安林、干害防備保安林、山形県水資源保全条例に定める水資源保全地域等の水源涵養機能に関する法令により指定されている区域や上水道水源やダム等の集水域、森林の持つ水源涵養機能の高い森林等を設定する。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、伐採による機能低下を防止するため、主伐は標準伐期+10年以上(林齢60年生以上)を標準とし、皆伐面積を1箇所当たり20ha以下とする。

山地災害防止／ 土壌保全機能森林	山地災害防止機能及び土壌保全機能等の維持増進を図るため、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防指定等の山地災害防止機能や土壌保全機能の維持に関する法令により指定されている森林区域や集落等の保全対象のある森林、山地災害機能が高い森林等を設定する。	伐採による機能低下防止のため、主伐については、択伐による複層林施業のほか複層林施業又は標準伐期×2年以上(林齢100年生以上)の長伐期施業を標準とし、皆伐面積を1箇所当たり20ha以下とする。 ※ただし、森林経営計画等適正な管理に基づく伐採の場合は林齢80年生以上とする。
快適環境形成機能森林	快適環境形成のための施業を推進すべき森林については、飛砂、潮害、風害、雪害、霧害防備保安林等快適な生活環境を維持に係る法令により指定されている区域や生活環境保全機能が高い森林等から設定する。	
保健文化機能森林 (保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能)	市民の保健・教育的利用に適した森林として関係する法令により指定されている区域や自然公園、登山道の周辺、史跡等の周辺、希少動植物の生息地、保健文化機能が高い森林等から設定する。	

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び施業の方法は下表のとおりである。また、当該区域について、別紙2及び別紙3に定める。

表Ⅱ-14 木材生産機能森林の区域及び施業の方法

区分	区域の基準	施業の方法
木材生産機能森林	材木の生産に適した森林で、路網が整備(予定を含む)され、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林等から設定する。	森林の健全性を確保し、木材の需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び保育等を推進することを基本とする。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備に関する事項

路網整備の基本的な考え方は下記の表の通りである。

表Ⅱ-15. 路網整備の基本的な考え方

区分	内容	備考
林道	一般車両の走行を想定します。	
林業専用道	造材・集材用の林業施業用機械や木材運搬用車両の走行を想定する。	
森林作業道	林業機械の走行を想定する。	

※路網の整備については、基本的に高性能林業機械と組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

林道は、森林施業を実施するための基幹施設であり、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるものとし、用地や立木補償など地元とも十分協議を行いながら県や森林組合などの関係機関とともに検討を行っていくものとする。

また、「育てる林業」から「使う林業」への転換が必至となっている中で、既存の林道には大型トラックによる木材搬出を想定していない路線も多くあることから、拡幅等の改良によって木材安定供給体制の強化を図る必要がある。

作業道は、高性能林業機械と大型トラックの運用を想定する路網を中心に整備し、伐採及び木材搬出等の機械化により、低コストかつ効率的な森林施業の実施を推進するものとする。また、日常的な森林管理を可能とする簡易な路網を林道等の高規格な路網から周辺森林へ張り巡らせることで、林家の所有森林の管理に対する意識の向上、施業の集約化などさまざまな効果が期待される。

したがって、保育・間伐等の森林施業の団地化を促進するため、森林施業共同化重点実施地区を中心に基幹道の整備や森林経営計画作成者の作業路網の開設の支援に取り組んでいくものとし、今後10年間で総延長約98,000mの整備を目指していくものとする。

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を実施するため、林道や林業専用道、森林作業道など一般車両や林業機械が走行する路網については、林地の傾斜や木材の搬出方法に適した整備を行い、簡易で耐久性のある路網と高性能林業機械を組み合わせ、低コスト搬出が可能となる作業システムを構築するものとする。

なお、路網密度の目標は下表のとおりとする。

表Ⅱ-16. 路網密度の目標一覧表

区分	作業システム	路網密度(m/ha)			備考
		基幹路網	細部路網	合計	
緩傾斜地	車両系	50以上	50以上	100以上	

(0~15°)	作業システム				
中傾斜地 (15~30°)	車両系 作業システム	40 以上	35 以上	75 以上	
	架線系 作業システム	25 以上	—	25 以上	
急傾斜地 (30~35°)	車両系 作業システム	25 以上	35 以上	60 以上	
	架線系 作業システム	15 以上	—	15 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	—	5 以上	

注1：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集材、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するもの。

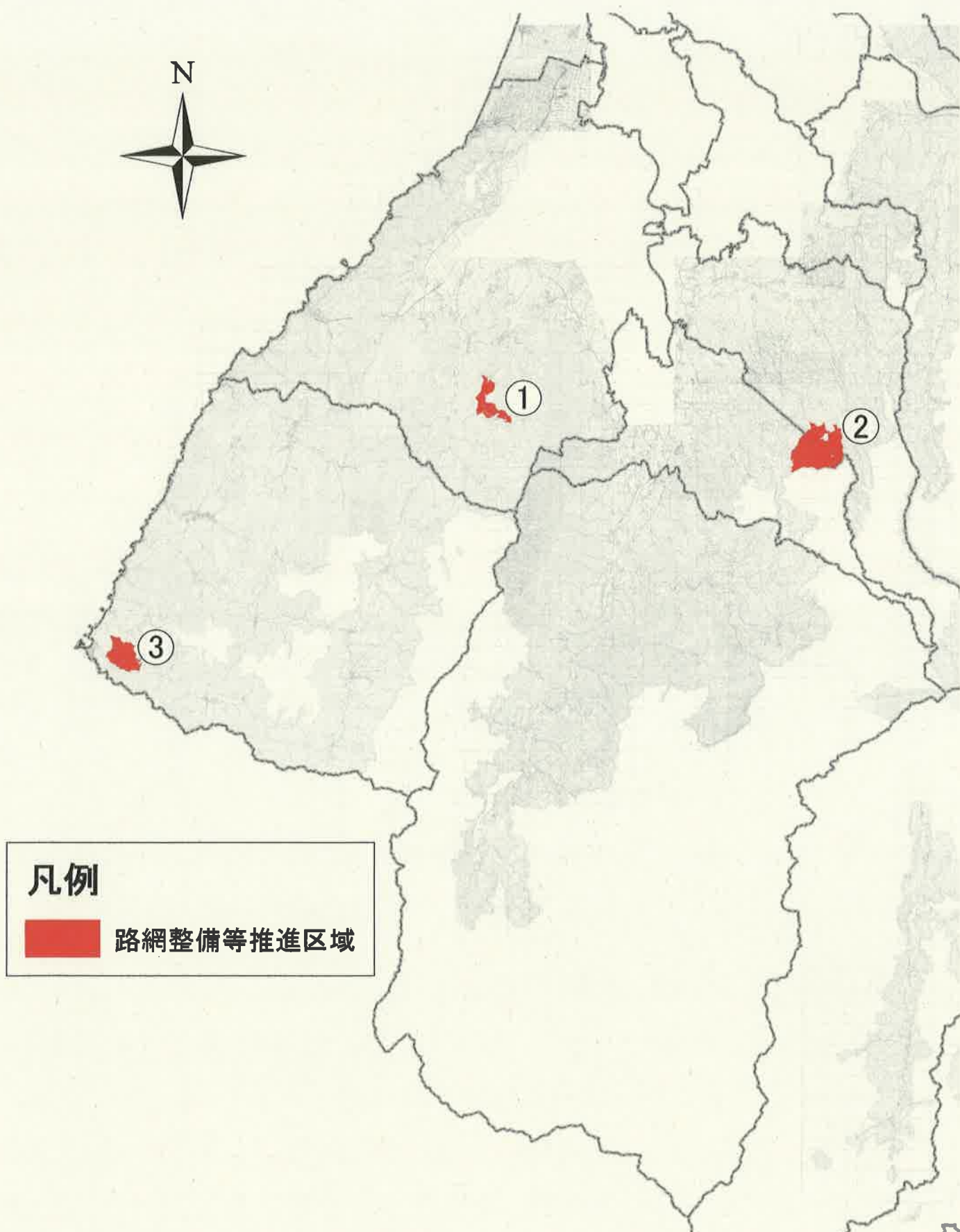
注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材、運搬するシステム。タワーヤード等を活用するもの。

さらに、路網の整備は、森林施業の集約化の推進のためにも不可欠です。このため、林業専用道等の開設にあたって、集約化によって効率的な森林施業を推進すべき区域として「路網整備等推進区域」を下表のとおり設定します。

表Ⅱ-17. 路網整備等推進区域一覧表

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図 番号	備考
少連寺、砂谷 97,103 林班	118	少連寺砂谷線 少連寺砂谷支線 1 号 少連寺砂谷支線 2 号	2,000	1	
大坂 34~37 林班 天狗森 36,37 林班	374	大坂山天狗森線 支線 1~5 号	3,000 1,800	2	
鼠ヶ関 193,194 林班	185	裏沢橋掛線 裏沢支線 1 号 裏沢支線 2 号	3,500 500 500	3	

※路網整備等推進区域図は図Ⅱ-1を参照



図Ⅱ－1．路網等整備促進区域

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等のため、適切な規格・構造による路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知)を基本として、山形県が定める林業専用道作設指針等に則り開設する。

② 基幹路網の整備計画

鶴岡市に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画について別表4のとおりとするとともに別に定めるところにより図示する。

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網整備する観点等から「山形県森林作業道作設指針」により開設する。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」、「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(4) その他必要な事項

該当なし。

2 作業路網の整備計画

作業路網の整備計画は別表5に定める通りとする。

3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

該当なし。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業者の育成を図り、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託等に必要な情報の提供や助言、斡旋や森林組合等、森林所有者の代表者、事業者などからなる協議会の開催などにより合意形成を図るものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るため、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとし、その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地

の所有者等の情報整備・提供や、施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。

また、面的にまとまった共有林野での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林の保有・経営の円滑化を図ることについても検討するものとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

今後間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の保全等により適切な森林管理を進めるものとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化については、木材生産コストの低減を図る上から、積極的に取り組んでいく必要があるため、森林組合を中心に普及啓発活動に取り組み、森林所有者間の合意形成による施業の団地化に取り組んでいくものとする。

具体的には、集落単位の森林整備を推進していくことが一つの方策として挙げられ、その調整役となるリーダー及び地域の中核的林家を中心に集落単位で森林施業の共同化についての合意形成に努めるとともに、不在村所有者に対しても啓蒙普及を強化し、森林施業の受委託を促進し、作業道を活用した間伐施業の共同化など合理的な森林施業を推進するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

次表に掲げる森林施業共同化重点的实施地区において、施業実施協定の締結を促進し、高密作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする（計画区域一覧は別表6に定める通りとする）。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項は下記のとおりである。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成・確保については、木材生産と合わせて農産物や特用林産物の販売促進など、複合経営による安定した所得を確立させることが林業の労働力確保に不可欠である。

加えて、作業道等の路網整備による林業に取り組みやすい環境を整備し、林業従事者が希望を持つことができる環境づくりに努め、林業技術・知識の習得を図るための各種研修会や技術研究等にも取り組んでいくものとする。また、林業の担い手の育成も急務となっていることから、担い手の育成手法等について、検討していく必要もある。

その一方、森林施業の中核的役割を果たす森林組合の経営体質を強化し、それらに従事する者の労働生産性、質的向上に努め、合わせて労働環境の整備を進めるものとする。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定化と経済性の向上を図り、林業経営（山づくりへの）意欲を起こさせることと、働くものにとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。林業労働力を安定的に確保するため、雇用の通年化、社会保険への加入促進、賃金・労働条件の改善等を通じ、労働力の確保を図るとともに、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上を図ることとする。

(2) 林業後継者等の育成

農家林家として中山間の担い手の現状をみると、早期な後継者の育成は困難な状況にあるが、労働に見合う対価が得られ、林業の担い手となる後継者が意欲を持って林業経営に当たれる環境づくりを推進する必要がある。そのために、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、施業の機械化、高性能林業機械の導入を図り、施業コストを削減することにより、魅力ある林業経営の環境整備に努めることとする。また、各地域での特徴ある特用林産物を活用し農業との複合経営を推進し、所得の向上を図り、林業従事者の生活基盤の整備を図ることにより後継者の育成に努め、林業後継者が安定した林業経営が維持出来るように支援、育成して行くこととする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

出羽庄内森林組合、温海町森林組合の両組合とも、経営基盤及び組織強化を図っているが、今後とも林業振興の中核としての役割を果たすよう、施業の受委託制の整備により、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図り、林業労働条件の改善、就労の安定化、施業の機械化による効率化を促進し、経営の安定化を図るものとする。また、労務班員の労働環境や労働安全の確保、賃金体系の改善等を図り、雇用の通年化に努めることにより人材の安定的な確保を図るものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

木材生産コストの低減を図る上からも、林業の機械化、特にフォワーダやスイングヤーダなどの高性能林業機械による森林施業が主体となっていくことから、作業道等の林道路網の整備も急務となっている。自動枝打ち機や高性能林業機械の導入により、林業生産性が向上し従事者の安全性も向上し、若年労働者の新規雇用も期待されることから、技術者の養成なども合わせて検討し、それらの普及啓発にも努めていくこととする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

表Ⅱ-18. 高性能林業機械の導入目標

区分		機械作業システム	主要機械
伐倒 造材 集材	緩傾斜	高性能車両系	ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ、スキッダ
	急傾斜	高性能架線系	タワーヤーダ、プロセッサ
造林 保育等	在来改良型	地形条件、作業条件から、高性能林業機械の利用が困難な作業地においては、在来型機械及び作業システムの改良により実施する	
	枝打ち		自動枝打ち機

- 注) スキッダ : 伐倒木で全木又は全幹で牽引集材する集材専用の車両
 プロセッサ : 土場で全木集材した材の枝払い、玉切りを行う機械
 フォワーダ : 玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶクレーン付き集材専用車両
 タワーヤーダ : 架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機
 スイングヤーダ : 主索を用いない簡易策張方式に対応し、バックホウ等を台車とし、そのアームをタワーとする集材機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械化の促進については、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成により、森林組合や民間組織等で所有している高性能林業機械の効率的な活用を促進するとともに、地域の特性に応じた地形等の条件に適合する小型で軽量の伐出・育林用の機械作業システムの確立により、森林施業のコスト削減を図るほか、機械作業に必要な路網の整備に努めていくものとする。

- ① 自動枝打ち機の導入による枝打ち作業の機械化の促進
- ② フォワーダやスイングヤーダ等の高性能林業機械の導入
- ③ 間伐実施推進のため、集材運搬機等の導入
- ④ 高性能林業機械オペレーター育成のための研修会等への積極的参加の推進
- ⑤ リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用等の促進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通については、酒田市（旧平田町）に設置されている庄内木材流通センターが市場動向に応じて木材価格を定めており、他の木材関係業者が買い取る際の指標のひとつにもなっていることか

ら、庄内木材流通センターが安定的に運営されていくことが重要である。

住宅用材や利用間伐によって生じる小径木の間伐材についても、その利活用の方策を検討しながら、森林組合、素材生産業者、製材業者等の連携を密にし、川上から川下まで一体となった合理的な生産流通加工システムの確立を図り、低コストでの流通を目指していく必要がある。

地元での木材乾燥については、平成 23 年に酒田市に協同組合やまがたの木乾燥センターが乾燥施設を稼動しており、庄内地区の地域材の利用促進が期待されている。また、平成 22 年に温海森林組合で短尺製材施設を稼動し、地域材でのラミナ材生産を構築し素材生産活動の活性化が期待されている。

特用林産物については、各地域特性を利用した菌竹類や木炭、山菜類の安定的供給等を図るため、需給動向に十分配慮し、森林組合、農業協同組合及び小規模生産者の生産流通体制、販路拡大、協同出荷体制等の整備を図るものとする。一方、近年各地域に整備されている産直施設も販売の重要な役割を担うようになってきているが、施設によって売り上げ状況に差が生じている状況にあることから、既存施設の有効活用を更に促進し有利販売を推進する。

関川集落(温海)のしな織りセンターを拠点として取り組まれているシナノキの樹皮を利用した「しな織り」は、伝統的工芸品に指定されており、今後も需要が期待されることから、販売や加工の調査研究も活発に行われ、特産品として定着している。しかし、原材料の確保や後継者育成等の課題は残されており、関係機関の連携した取り組みが必要となっている。

なお、林産物に係る施設一覧は別表 7 にまとめるものとする。

4 その他必要事項

林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、都市住民を中心とした UJI ターン者等の山村における定住の促進を図るものとする。

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護及び管理については、適切な間伐等の実施、保護樹林帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、状況に応じ適期に適切な保護を行うものとする。

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やナラ枯れ等の早期発見に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

また、市民生活に密着した機能を持つ海岸砂丘林については、防風・飛砂防備機能を確保するため、薬剤散布と特別伐倒駆除による質の高い防除対策を実施するものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係機関と連携を図りながら、地区保全森林（下川湯野浜地区）に重点を置いた防除対策を推進する。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害状況などに応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の促進を図るものとする。

(ア) 松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

松林の区分及び区分に応じた被害対策の実施については下記のとおりである。

① 高度公益機能森林（知事指定：1, 151～164 林班）

保安林及びその他公益的機能が高い松林においては、特別伐倒駆除、伐倒駆除及び地上散布等の防除を徹底するものとする。

② 被害拡大防止森林（知事指定：無）

高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換が完了するまでの間、伐倒駆除等の対策を徹底するものとする。

③ 地区保全林（市長指定：2～4, 165 林班）

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害拡大を防止することが可能な松林においては、高度公益機能森林に準じた防除を徹底するものとする。

④ 地区被害拡大防止森林（市長指定：2 林班）

地区保全森林への被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底するものとする。

(イ) 松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況などを勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図るものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林の飛込みを防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹などへの移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進するものとする。

(エ) 松くい虫被害材の利用促進

森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、松材などの流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

関係機関とともに、被害監視から防除実行まで、連携を図りながら、新たな技術の導入も含め、被害の状況などに応じた適切な防除対策を実施するものとする。

特に景勝地の森林公園など守る必要のある重要なナラ林（以下「特定ナラ林」という。）に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の継続的な保全を図るものとする。

特定ナラ林以外の区域では、被害のさほど進んでいないナラ林において、伐採木をチップやペレットにして害虫を駆除するとともに、ぼう芽更新を促し、被害の未然防止を図るものとする。

(2) その他

森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めるものとする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等、広域的な防除活動や野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備を推進することとする。

なお、クマによるスギの剥皮被害が深刻な森林では、忌避剤の塗布やテープの巻き付け等による被害の回避や自然保護関係機関と連携を図りながら計画的な固体数調整のための捕獲をすることとする。また、里山林においては、地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

ア 森林の巡視に関する事項

山火事などの森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事などの森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防火線、防火樹林帯等の整備を推進するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

1 団地における 1 回の火入れの対象面積は、2ha を超えないものとする。なお、複数の火入れ地が隣接する場合には、いずれかの 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから、次の火入れを行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由で伐採を促進すべき林分は下表のとおりである。

表Ⅲ－1. 伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
19(イ・ロ) 21~24 25(イ)	病虫害等のまん延を防止するため。	択伐、広葉樹、天然更新 H24~25

なお、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため次に掲げる森林について、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を実施するものとする。

1 保健機能森林の区域

表IV-1. 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
藤沢 (鶴岡)	121ハ	5.0	2.5	1.6				けやきの森
温海川 (温海)	115ハ	1.55	1.55					絆の森

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

表IV-2. 保健機能森林の区域内における施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	原則として択伐あるいは択伐以外の複層林施業とする。
造林	択伐実施後は速やかに植栽、あるいは更新作業を行う。この場合、多様な樹種構成となるよう配慮すること。
保育	森林の機能性に配慮し、必要に応じて保育を行う。

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

表IV-3. 森林保健施設の整備

施設の整備
東屋これに類する施設

(2) 立木の期待平均樹高

表IV-4. 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
ケヤキ	15	
コナラ	20	

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 本市に所在する民有林について、森林経営計画を作成する際には、その内容が、この鶴岡市森林整備計画の内容に適合する必要があるため、森林経営計画を作成するにあたっては、特に以下の事項について留意のうえ、適切に計画することとする。

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④の森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について別表9に定めるものとする。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

適切な森林整備により森林の多面的機能の維持増進を図る上で、地域の活性化や定住、都市との交流の促進など地域振興を図ることが重要であることに鑑み、地域ごとの特色を生かしながら適正な森林整備を実施するものとする。

また、整備を計画している生活環境施設については、別表8の表1に定めるとおりである。

【鶴岡地域】

高館山自然休養林・下池周辺や気比神社社叢、熊野長峰周辺、金峰山等すでに広く市民に親しまれている天然林については、誰もが気軽に森林に親しめる場であることから、さらに、その施設整備等を推進し、これらを活用することで都市住民との交流を促進し地域の振興を図ることができるよう、適正な維持管理を実施していくものとする。

【藤島地域】

添川地区北山地内の「東屋」は遊歩道を整備しながら、庄内平野・日本海を一望できる里山景観地として住民の憩いの場となっている。また、東北自然歩道（新奥の細道）「根子杉と玉川寺をめぐるみち（藤島～羽黒 約13km）」では添川地区米山地内の豊かな森林をふれることができるルートとなっている。今後も里山の自然環境に配慮した森林整備に努めていながら、地域振興・地域活性化を図っていくものとする。

【羽黒地域】

桜ヶ丘地区の創造の森では散策路で気軽に森林に触れることができ、交流館では様々な交流の場を設けることによって地域振興が進められてきた。また、羽黒山は出羽三山の一つとして全国的な観光地であるため、両者が連携することによって都市との交流を促進すると共に地域の活性化を図るものとする。

【櫛引地域】

森林公園「生き生きべんとう村」はスギ及び多様な広葉樹と山野草が植生し、周辺のため池や農用地と合わせて里山としての一体的な景観を成しており、高速道路 PA に隣接していることから市民の憩いの場として親しまれているだけでなく市外、県外利用者も少なくない。今後も恵まれた自然環境を維持していくために、適正な管理に努めていく。

【朝日地域】

地域振興のシンボリック施設である「月山あさひ博物村」エリアを、都市と山村の交流拠点として位置付け、整備された「古の里森林公園」と月山ダム周辺との連携により、森林とのふれあいの場や、水辺空間としての機能発揮が期待されることから、景観を維持向上するため植栽された広葉樹等の管理や不良木の除去等により、森林公園的施設として利用できるよう維持管理に努めていく。

【温海地域】

「小国ふれあい公園」周辺の森林は地域住民の生活に密着しており、遊歩道などの必要な施設を適切に整備し住民の憩いの場としての活用を推進する。また、「ふるさとふれあい村楯山荘」との一体的な利用によって、訪れる都市住民との交流を交えながら地域の活性化を図るため、里山の自然・景観に配慮した適切な森林整備を推進する。

3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

(1) 海岸砂防林に関する事項

庄内海岸の農地は、海岸から吹き寄せる風によって運ばれてくる砂によって農作物が砂に埋もれてしまい、度々、甚大な被害が発生していた。しかし、現在では、先人たちの努力によって築かれた松林が、海岸からの飛砂を防止し、風害や塩害などからも農地や住まいを守り、豊かな砂丘地農業を可能にし、地域の暮らしにとって重要な役割を果たしている。したがって、地域の貴重な財産である海岸の松林の管理については、松くい虫による枯損、他の樹種への遷移が見られるが、森林所有者の意向を踏まえながら病虫害防除対策とあわせて保育事業等を推進することにより、健全で機能性の高い松林に育成していくものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

近年、森林の持つ機能が大きく見直され、森林に見いだす価値が木材生産などの経済的側面だけでなく、国土保全機能、レクリエーション機能などについても大きな注目を集めており、特に、森林散策や森林環境学習など森林体験の需要が高まりつつあって、木材生産以外での森林の利用は時代の要請と受けとめられる。森林の持つ多面的な機能を市民が享受できるようにするために、森林の総合利用を推進していくことが重要であり、既存の施設の整備に加えて、森林の位置や植生などの特性により、森林の総合利用施設の整備実現化を模索した整備計画を十分議論するものとする。

① 森林環境体験学習への取り組み

子どもの頃から体験を通じた森林環境教育に取り組み、森林の活動を理解してもらうことが重要であることから、関係機関が連携して森林学習の振興に取り組む必要がある。既存の施設の充実を図る

だけでなく、森林学習に取り組みやすい適地について選定し整備を図っていくものとする。

② 森林レクリエーション施設の森林整備

朝日の大鳥地区、荒沢ダム上流部には、「タキタロウ公園オートキャンプ場」が整備されており、付近には宿泊が可能な「大鳥少年自然の家」も設置されている。いずれも周辺の森林などを活用した様々なレクリエーションを行うことができるため、広葉樹を中心とした周辺の森林を適切に管理していくものとする。

③ 森林公園の有効活用

市が管理している森林公園の有効活用を促進し、市民が自然に親しみ人間性豊かな心を育むことができるよう、市民に活用手法等を周知し、市民の憩いの場となるよう適切な森林施業と日常の維持管理に努めていくものとする。

また、地域住民の森林整備に関する意識の高揚を図る場として、森林公園を活用し、地元住民組織に管理の一部を委託し、森林整備に直接携わる機会の創出についても検討するものとする。

④ 魚の森づくりの推進

海の生態系に好影響をもたらす森林の機能としては、(1)土砂の流出を防止して、河川水の汚濁化を防ぐ、(2)清澄な淡水を供給する、(3)栄養物質、餌料を河川・海洋の生物に提供する、等があると考えられている。古くから魚つき林という言葉もあって、漁業者の間でも森林に対する関心が高まっており、ボランティア活動として森づくり活動を行っている漁業者もいる。森林整備が魚介類の生息、生育に好影響をもたらすことから、このことについて周知を図り、漁業者や地域住民が一緒になった森づくり活動を推進していくものとする。

⑤ 木質バイオマスの利活用の推進

木質バイオマスについては、本市の森林面積の広さからも県内市町村で最も多く賦存すると見込まれていることから、こうした豊かな資源を有効利用することによって地球温暖化防止にも貢献するだけでなく、地域における新しい産業と雇用の創出による山村地域の活性化を図るために、間伐材や林地残材、製材端材などの森林の未利用資源をエネルギーとして活用する木質バイオマス発電所の整備を行うとともに、木質ペレットの製造や果樹剪定枝や河川支障木など、林業由来以外の木質バイオマスをも有効利用する新たな熟利用の推進についても検討していくものとする。

⑥ その他

森林浴・森林散策などの「癒し」「安らぎ」といった森林の機能を発揮させるための既存施設も含めた適地の選定と、その森林や散策道の整備などの施設の整備、市民への周知手法などを検討しながら市民が親しめる森林づくりに取り組んでいくものとする。

なお、森林の総合利用関係施設の整備計画については、別表8の表2に定めるとおりである。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

住民参加による森林整備「森づくり」については、参加者が森林に対する価値観を自覚することが重要であり、地域住民組織や森林ボランティア団体などの保全活動に対する理解と協力が必要不可欠である。そのためには、市からの普及啓発活動や学校における森林環境教育などにより、「森づくり」に対する関心を高め、参加しやすい場の提供を含めた条件整備を図っていく必要がある。また、一般企業においても植林活動などの取組みが行われてきていることから、鶴岡地区「JTの森」、羽黒地区「やまがた絆の森」等の企業の森活動を実施しているが、今後取り組みやすい環境を整備していくものとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

木材の地域産材を通して、住宅関連産業の発展と活力ある森林づくりに貢献する活動に取り組んでいる「庄内の森林から始まる家づくりネットワーク鶴岡・田川」の活動を支援し、地域木材の利用拡大を図るものとする。

(3) 森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし。

(4) その他

① 緑の少年団育成に関する事項

森林とのふれあいを通じて地域の緑に親しみ、健康で心豊かに育成することをもって、緑豊かな地域づくりに貢献するために結成されている「緑の少年団」の活動の活発化と地域や学校単位での組織化により団員を増加させるため関係機関が連携を取っていくものとする。

② 緑化推進に関する事項

緑の募金活動を推進し、優良な事例などを紹介するなど市民団体等が緑化活動に取り組みやすい環境を構築し、緑化事業の推進を図るものとする。

6 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められているため、立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われるので留意しなければならない。

② 制限林の施業

森林法第7条の2で定められている制限林における立木の伐採においては、当該する制限にしたがって施業を実施するよう留意しなければならない。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県の指導機関や森林組合との連携を密にし、森林整備の普及啓発や林業経営意欲の向上に努める。

(3) 市有林の整備

市有林については、公的財産形成及び環境保全、また地域林業経営の指針となることが求められるなど、適切な森林整備が求められており、森林の状況や収益性を考慮し、木材生産を行う森林と地域の森林として天然生林へと誘導する森林に分けるなど、将来を見据えた長期的な市有林の管理計画を策定し、計画に基づく適正な森林管理を行えるよう推進するものとする。

(4) 林業振興の基本施策

市の林業振興への基本施策として、森林経営計画等に基づく作業道開設への補助や開設に伴う作業支援の検討を含め、持続的な林業経営や森林整備を可能とする体制構築を推進していく。また、林業を取り巻く環境の整備として、平成 17 年 3 月に内閣より認定を受け、同年 10 月に合併した市町村を含む全市を対象に変更認定を受けて実施した 5 ヶ年の地域再生計画「つるおかの森再生構想」の流れを途切れさせることの無いように、森林環境循環システムの構築、森林環境保全活動の実践、森林を生かした地域振興策の策定を中心とした施策として展開している。

全国森林計画（変更案）の概要について

平成28年3月

林野庁

変更計画の主な計画内容（1）

計画事項	主な計画内容と変更内容
まえがき	→ 山村地域において高齢化や人口減少が顕著であるといった社会情勢の変化を踏まえ、より効率的な森林の整備及び保全を進める旨の記述を追加
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持造成を推進 ■ 「流域」を単位として、水源涵養、山地災害防止/土壌保全等の各機能の高度発揮を図るための森林施業等を推進 <ul style="list-style-type: none"> → <u>急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化</u>に関する記述を追加 ■ 森林の有する機能ごとに整備及び保全の基本的な方針を記載（第1表参照） <ul style="list-style-type: none"> 【水源涵養機能】 <ul style="list-style-type: none"> → <u>奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化</u>に関する記述を追加 【木材等生産機能】 <ul style="list-style-type: none"> → <u>育成単層林として維持する森林では植栽による確実な更新を行う</u>旨の記述を追加
2 森林の整備及び保全の目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の整備及び保全の留意事項を8地域（44広域流域）別に記述 <ul style="list-style-type: none"> → <u>適確な更新の確保を図る</u>旨の記述を追加 ■ 計画期間において到達・保持すべき森林資源（育成単層林・育成複層林・天然生林の面積、蓄積）の状態を44広域流域別に数値目標として提示（第2表「森林の整備及び保全の目標」） <ul style="list-style-type: none"> → 森林・林業基本計画の考え方に即して、目標とする計画期末の森林の区分毎の面積及び森林蓄積を変更（別添1参照）

変更計画の主な計画内容（2）

計画事項	主な計画内容と変更内容
Ⅱ 森林の整備に関する事項	
<p>1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主伐、間伐、造林、保育の基準を提示 <ul style="list-style-type: none"> → 施業の実施に当たっては、<u>車道等や集落からの距離といった社会的条件についても勘案すること、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うことに関する記述を追加</u> → 人工造林については、新たに、<u>木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においても行うこととする記述を追加</u> → 人工造林に関する基準において、<u>コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に関する記述を追加</u> → 保育に関する基準において、<u>鳥獣害防止対策に関する記述を追加</u> (不要) ■ 主伐量、間伐量、造林面積を計画するとともに、間伐面積を参考に付記（第3表「計画量」） <ul style="list-style-type: none"> → 第3表の計画量について、森林・林業基本計画の目標数値の考え方にに基づき変更（別添2参照）
<p>2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水源涵養等の公益的機能を高度発揮する森林や木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域設定の考え方を提示 ■ 当該区域における公益的機能別森林施業等の考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → 木材等生産機能の維持増進を図る森林において、<u>計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める旨の記述を追加</u>

変更計画の主な計画内容（3）

計画事項	主な計画内容と変更内容
<p>3 林道等路網の開設 その他林産物の搬出に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 路網の開設の考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → 林道の開設に当たって、<u>自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させる旨の記述を追加</u> ■ 路網の整備水準を目安として提示するとともに、林道の開設量を計画（第3表「計画量」、第6表「路網整備の水準」） <ul style="list-style-type: none"> → 第3表の計画量について、森林・林業基本計画の目標数値の考え方に基づき変更（別添2参照）
<p>4 森林施業の合理化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託を受けて行う施業・経営の実施等の推進に関する考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → <u>森林所有者等の情報の整備・提供の促進、共有林での施業の促進、経営意欲の低下した森林所有者の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化に関する記述を追加</u> ■ 林業従事者の養成・確保、作業システムの高度化、木材加工・流通体制の整備等に関する考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → <u>生産管理手法の導入などを通じ、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成する旨の記述を追加</u> → <u>地域の状況を踏まえた木材加工・流通体制の整備に関する記述を追加</u> → <u>山村地域における就業機会の創出等による定住の促進に関する記述を追加</u>

変更計画の主な計画内容（４）

計画事項	主な計画内容と変更内容
Ⅲ 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用を調整（現行どおり）
2 保安施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保安林の配備、特定保安林の整備、治山事業の実施等の考え方を提示 → <u>伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用</u>に関する記述を追加 ■ 保安林面積、治山事業施行地区数を計画（第3表「計画量」） （計画量については現行どおり（別添2参照））
3 森林の保護等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病害虫による森林被害の未然防止、早期の発見・駆除 ■ 野生鳥獣による森林被害について、捕獲や防護柵の設置など広域的な防除活動等を推進 → <u>野生鳥獣による被害が深刻な森林において、区域等を明確化して森林被害防除対策を推進する旨の記述</u>を追加 ■ 山火事等の森林被害を未然防止するための森林巡視の実施、防火線等の整備の推進

変更計画の主な計画内容（４）

計画事項	主な計画内容と変更内容
IV 森林の保健機能の増進に関する事項（現行どおり）	
1 保健機能森林の設定の方針	■ 地域の実情等から、森林保健施設の整備が見込まれる森林について設定
2 保健機能森林の整備の方針	■ 自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な施業を実施
3 その他必要な事項	■ 森林及び森林保健施設の適切な管理等に留意

鶴岡市松くい虫被害対策自主事業計画

自 平成29年 4月 1日

至 平成34年 3月31日

鶴岡市

表1 自主事業計画の対象面積

(単位: ha)

	高度公益 機能森林	被害拡大 防止森林	地区実施計画対象森林			対策対象松 林 合計
			地区保全 森林	地区被害拡 大	計	
知事等が区域指定等した面積	159		32	38	70	229
うち自主事業計画対象面積	159		32	38	70	229

注 1 面積は、ヘクタール単位と市、ヘクタール未満は、四捨五入する。

2 松くい虫被害対策事業実施要領第8の1により特認を受けた国有林(以下「特認国有林」という。)がある場合には、合計欄に()で外書きする。

(参考) 特認国有林の区域

当該松林の区域	面積(ha)	備考

注 1 特認国有林がある場合のみ記載する。

2 「当該森林の区域」欄は、林班、地番等を記載する。

3 「備考」欄は、当該国有林の所有者である国の機関名(省庁名及び地方支分部局名)及び現在の管理者を記入する。

表2 自主防除事業の実施計画

(1) 自主事業計画対象松林における松林ごとの適切な防除方法

(単位: ha)

松林区分	面積	特別伐倒駆除			伐倒駆除			緊急 防災	駆除 措置 計 (A)	特別 防除	地上 散布	無人ヘリ コプター 散布	樹幹 注入	予防措 置計 (B)	合計 (A+B)	伐採木 等駆除
		破砕	焼却 (炭化)	計	薬剤 散布	くん蒸	計									
高度公益機能森林	159	153		153		6	6		159		(14)			(14)	173	
うち 自主事業 計画対象松林	159	153		153		6	6		159		(14)			(14)	173	
被害拡大防止森林				0			0		0					(0)	0	
うち 自主事業 計画対象松林				0			0		0					(0)	0	
地区保全森林	32			0		32	32		32		(4)			(4)	36	
うち 自主事業 計画対象松林	32			0		32	32		32		(4)			(4)	36	
地区被害拡大防止森林	38			0		38	38		38					(0)	38	
うち 自主事業 計画対象松林	38			0		38	38		38					(0)	38	
対策対象松林計	229	153	0	153	0	76	76	0	229	(0)	(18)	(0)	(0)	(18)	247	
うち 自主事業 計画対象松林	229	153	0	153	0	76	76	0	229	(0)	(18)	(0)	(0)	(18)	247	
特認国有林				0			0		0					(0)	0	

注) 1 事業推進計画の表2から当該市町村に係る部分を移記するとともに、同様の記載要領により自主事業計画対象松林における防除方法別面積を記載する。なお、特認国有林については、地区防除基準等に照らして適切な防除方法を定め、記載する。

2 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

(2) 年度ごとの自主防除事業の見通し量(平成29~33年度)

区分 / 年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計
駆除措置	特別伐倒駆除(m3)	891	802	722	650	585	3,650
	伐倒駆除(m3)	99	89	80	72	65	405
	<補完伐倒駆除(m3)>						0
	緊急防除(m3)						0
	計	990	891	802	722	650	4,055
予防措置	特別防除(ha)						0
	地上散布(ha)	18	18	18	18	18	90
	無人ヘリコプター散布(ha)						0
	樹幹注入(m3)						0
	計	18	18	18	18	18	90
伐採木等駆除(m3)							0

注) 1 (1)の表を基に、年度ごとの自主防除事業の見通し量を記載する。

2 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

材積は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

表3 松林健全化整備事業の実施計画

(1) 事業推進計画における目標量(5ヶ年総量)

(単位:ha, m)

	松林区分	面積	衛生伐	作業路	
				短期	長期
事業推進計画 の目標量	高度公益機能森林	159	110		
	地区保全森林	32	10		
	計	191	120	0	0
年平均	高度公益機能森林		22		
	地区保全森林		2		
	計		24	0	0

- 注) 1 事業推進計画の第3から当該市町村に係る部分を移記するとともに、年平均の目標量を記載する。
 2 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

(2) 年度毎の松林健全化整備事業の見通し量(平成29～33年度)

区分/年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計
衛生伐(ha)	29	26	24	21	20	120
作業路	短期(m)					0
	長期(m)					0

- 注) 1 (1)の表を基に、年度毎の松林健全化整備事業の見通し量を記載する。
 2 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。
 作業路はメートル単位と支、メートル未満は四捨五入する。

第4 樹種転換実施事業の実施計画(平成29～33年度)

(1) 事業推進計画における目標量(5ヶ年総量)

(単位:m3、ha、m)

	松林区分	面積	生立木除去	育成単層林整備					育成複層林整備			作業路	
				人工造林	保育(植栽型)	整理伐	単層林改良	保育(天更型)	整理伐	複層林改良	保育(天更型)	短期	長期
事業推進計画の 目標量の計	被害拡大防止森林	0											
	地区被害拡大防止森林	38						38					
	高度公益機能森林	0											
	周辺松林 計	38	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0
年平均	被害拡大防止森林												
	地区被害拡大防止森林							8					
	高度公益機能森林												
	周辺松林 計		0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0

注) 1 事業推進計画の表4から当該市町村に係る部分を移記するとともに、年平均の目標量を記載する。

2 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

(2) 年度毎の樹種転換実施事業の見通し量(平成29～33年度)

区分/年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計
育成単層林整備	人工造林(ha)						0
	保育(植栽型)(ha)						0
	整理伐(ha)						0
	単層林改良(ha)						0
	保育(天更型)(ha)	8	8	8	7	7	38
育成複層林整備	整理伐(ha)						0
	複層林改良(ha)						0
	保育(天更型)(ha)						0
作業路	短期(m)						0
	長期(m)						0

注) 1 (1)の表を基に、年度毎の樹種転換実施事業の見通し量を記載する。

2 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。材積は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。作業路はメートル単位とし、メートル未満は四捨五入する。

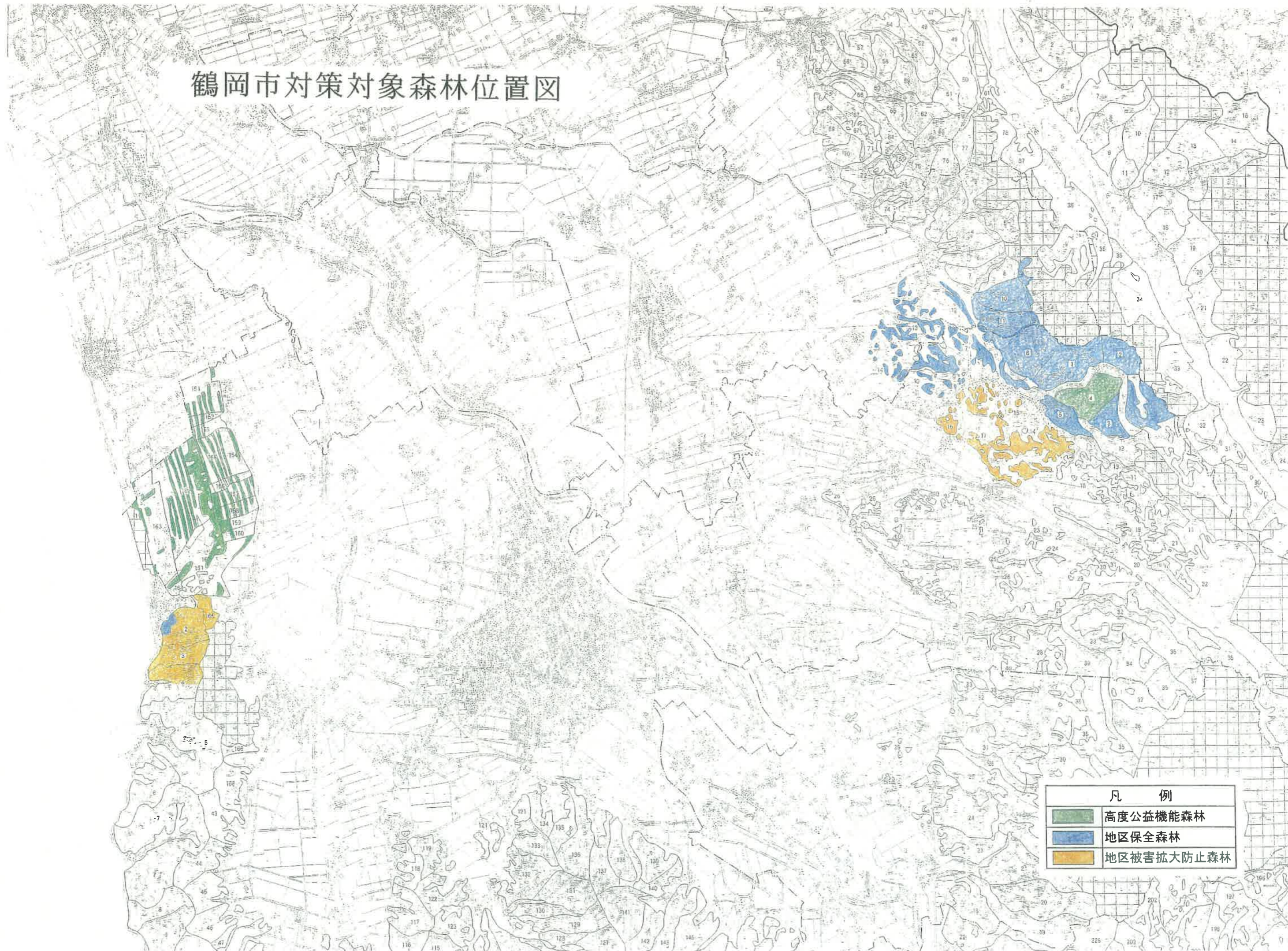
表5 松くい虫被害木利用促進事業の実施計画




(単位:m3)

区分／年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計
被害木搬出利用の見通し量	713	642	578	520	468	2921

注) 松くい虫被害木を搬出利用すると見込まれる事業量について記載する。

鶴岡市対策対象森林位置図



凡 例	
	高度公益機能森林
	地区保全森林
	地区被害拡大防止森林



資料4

庄総森第 327 号

平成28年7月12日

管内各市町森林整備担当課長 殿
(三川町を除く)

山形県庄内総合支庁森林整備課長

山形県松くい虫被害対策推進計画に係る市町村松くい虫被害対策
自主事業計画の作成について (依頼)

このことについて、松くい虫被害対策を計画的に実施するため「山形県松くい虫被害対策推進計画(平成29年度～平成33年度の5カ年計画)」を作成することになりました。

つきましては、上記推進計画作成に先立ち、貴市町の「市町村松くい虫被害対策自主事業計画」(以下「自主事業計画」)について、同じく平成29年度から平成33年度の5カ年計画で作成する必要があるため、御多忙の折誠に恐縮ですが、下記により提出くださるようお願いいたします。

記

- 1 作成様式 別添の様式のうち、表1～表4を作成していただくようお願いします。
- 2 留意事項
 - (1) 貴市町における現自主事業計画についてお送りしますので、今回の作成の参考としてください。
 - (2) 現自主事業計画から対策対象松林の区域を変更する場合は、上記作成様式に変更後の数値を御記入のうえ、変更した区域を明示した図面を添付願います。
- 3 提出期限 平成28年7月29日(金)

庄内総合支庁森林整備課
普及担当 丹野
電話 0235-66-5534
Email:tannoyu@pref.yamagata.jp

山形県松くい虫被害対策推進計画

[自 平成24年 4月 1日
至 平成29年 3月31日]

山 形 県

1. 松くい虫被害対策の実施方針

(1) 被害対策の基本的な考え方

本県の松林は、木材資源としての重要性に加え、山地災害の防止、水源のかん養、及び自然環境の保全等公益的機能の維持増進を図るうえで極めて重要な役割を果たしている。松林の面積は 16,245ha で民有林面積の 5% を占め、村山、置賜及び庄内地域を中心に分布している。

内陸地方の松林は 13,179ha で、村山地域に 4,750ha (県全体の 29%)、置賜地域に 8,340ha (県全体の 51%) が分布している。標高 150m から 500m までの里山地帯に多く存在し、経済林として優れた「シラハタマツ」を一部に含む地域である。一方、最上地域の松林は 90ha (県全体の 0.5%) と、他の内陸地域と比べ極めて少ない分布状況にある。

また、庄内地域の松林は 3,065ha (県全体の 19%) で、そのうち 1,411ha は海岸部の砂丘地に分布し、防風、飛砂防備など土地及び生活環境の保全上大きな役割を果たしている。

松くい虫による被害は、昭和 53 年に山形市で発生して以来、平成 7 年度にピークを迎え、平成 8 年度以降一時減少に転じた。しかし、夏場の高温少雨などにより平成 12 年度以降再び被害が増加し、平成 15 年度に被害材積 34,861m³ で二度目のピークを記録した。その後、被害量は減少傾向で推移している。

松くい虫被害対策については、関係市町、関係機関及び地域の松林保全団体等との連携を図りながら、高度公益機能森林及び地区保全森林(以下、「保全すべき松林」という。)に重点を置き、森林病虫害等防除事業と造林・治山などの公共事業及びその他関連する事業等を効果的に組み合わせて実施していく。

特に、県民生活に密着した機能を持つ庄内海岸の砂丘林については、防風・飛砂防備機能を確保するため、薬剤散布と特別伐倒駆除による質の高い防除対策を実施する。

また、関連事業の活用により林内に作業路を設置し、これらの防除作業の迅速化と効率化を図る。

さらに、県森林研究研修センターにおいては、松くい虫抵抗性品種の開発及び被害を受けた砂丘林の早期復旧に向けた調査研究を引き続き行っていく。

(2) 対策対象松林の概況と松林区分ごとの被害対策事業の実施方針

対策対象松林は4,728haで松林総面積の29%を占めている。その内訳は、高度公益機能森林1,798ha(松林総面積の11%)、被害拡大防止森林150ha(松林総面積の1%)、地区保全森林2,154ha(松林総面積の13%)、地区被害拡大防止森林は626ha(松林総面積の4%)となっている。【表1を参照】

また、松くい虫被害対策事業は、松林の果たしている役割及び被害の状況等の地域の実態を踏まえ、松林区分に応じた各種被害対策事業を効果的に組み合わせて実施するものとする。

ア 高度公益機能森林(知事指定)

保安林及びその他公益的機能が高い松林においては、特別伐倒駆除、伐倒駆除、補完伐倒駆除及び地上散布等の防除を徹底するものとする。

イ 被害拡大防止森林(知事指定)

高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、伐倒駆除等の対策を徹底するものとする。

ウ 地区保全森林(市町村長指定)

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止することが可能な松林においては、高度公益機能森林に準じた防除を徹底するものとする。

エ 地区被害拡大防止森林(市町村長指定)

地区保全森林への被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底するものとする。

表1 対策対象松林の面積

(単位：ha)

	市町村名	松林面積	高度公益 機能森林	被害拡大 防止森林	地区実施計画対象松林			対策対象 松 林 合計	備 考
					地区保全 森 林	地区被害 拡大防止 森 林	計		
被害発生市町村	山形市	715	50		359	98	457	507	
	上山市	667	14	1	196	19	215	230	
	天童市	219	12	5	152	21	173	190	
	山辺町	260	7	40	37	13	50	97	
	中山町	121			21	53	74	74	
	寒河江市	344	15		87		87	102	
	河北町	418	15		67		67	82	
	大江町	385	42		47		47	89	
	村山市	308	32	29	78	12	90	151	
	東根市	585			53	94	147	147	
	尾花沢市	155	9					9	
	新庄市	21			10		10	10	
	舟形町	9	4					4	
	米沢市	1,961	54		118		118	172	
	南陽市	1,006	14		273	132	405	419	
	高畠町	2,191	29	45	59		59	133	
	川西町	1,228	24	30	166	38	204	258	
	長井市	494			13		13	13	
	白鷹町	824	44		105	45	150	194	
	飯豊町	562			113		113	113	
鶴岡市	834	159		32	38	70	229		
庄内町	55			12	10	22	22		
酒田市	1,112	712		134	19	153	865		
遊佐町	1,064	562		22	34	56	618		
計	15,538	1,798	150	2,154	626	2,780	4,728	24市町	
未被害市町村計	707							10町村	
合計	16,245	1,798	150	2,154	626	2,780	4,728		

注1 面積は区域面積を記入。

2 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

鶴岡市林業振興協議会委員名簿

任期：平成28年10月1日～平成30年3月31日

役職	氏名	区分	団体	地域	選出区分	10/25 出欠
副会長	野堀嘉裕		山形大学農学部 教授		学識経験を有する者	○
	松浦安剛		庄内森林管理署 署長			○
	古川和史		庄内総合支庁 森林整備課長			○
会長	菅原勝		出羽庄内森林組合 代表理事組合長		森林組合その他農林 業関係機関並びに関 係団体	○
	大井喜助		温海町森林組合 代表理事組合長			○
	五十嵐正直		鶴岡市生産森林組合 連絡協議会会長			○
	宮守松右エ門		林業士	鶴岡	林業従事者の代表者	○
	上林幹夫		林業士	藤島		×
	鈴木隆一		林業活性化研究会委員	温海		×
	伊藤文一		林業活性化研究会委員	朝日		○
	岩浪春吉		(株)岩浪木材センター 代表取締役	鶴岡	木材流通加工業者の 代表者	○
	栗本正志		(株)大和 会長	鶴岡		×
	佐藤友和		山形県建設業協会 鶴岡支部長			○
	斎藤留吉		山形県建築士会 鶴岡田川支部長			○
	加藤周一		庄内の森林から始まる家 づくりネットワーク鶴 岡・田川 事務局長		林業研究グループ	○

全15名

平成 28 年 10 月 25 日開催

平成 28 年度 鶴岡市林業振興協議会 会議録

進行

農林水産部参事兼農山漁村振興課長 小笠原健

委嘱状交付

平成 28 年 10 月 1 日付 平成 30 年 3 月 31 日までの任期

渡邊雅彦農林水産部長より出席委員 12 名に交付。

会議の成立

鶴岡市林業振興協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員 15 名中 12 名の出席により会議は成立する旨、事務局より報告。

1. 開会

小笠原農山漁村振興課長が開会を宣する。

2. あいさつ

渡邊農林水産部長

3. 役員改選

仮議長を渡邊農林水産部長が務める。

鶴岡市林業振興協議会設置要綱第 5 条の規定に基づき、会長・副会長を委員の互選で選任する。委員に伺ったところ、留任の意見が出された。

会 長：出羽庄内森林組合代表理事組合長 菅原 勝

副会長：山形大学農学部教授 野堀嘉裕

仮議長が提案について諮り、再任が承認された。

4. 協議

鶴岡市林業振興協議会設置要綱第 6 条の規定に基づき、会長に選任された出羽庄内森林組合代表理事組合長 菅原 勝が議長を務める。

本協議会委員である上林幹夫氏の庄内地方林業振興協議会による森林・林業・緑化功労者表彰について紹介された。

議案1号 鶴岡市森林整備計画の変更(案)について
事務局より説明を行った。

A委員

議案1号3ページの4行目、「山村における」の記載があるが、国の計画では「山村地域」と記載されている。市の中で「山村」の定義がされているのか、あえて「地域」をつけない意味はあるのか伺いたい。

議案1号3ページの二つ目の2「地域住民の棲み分け」の意味が分からない。「人と鳥獣の棲み分け」という表現なら通るのだが、紛らわしい表現ではないか。

事務局

- ・特に「地域」を外したのではない。3月に出された変更計画の概要では「山村地域」となっていたが、5月に閣議決定された全国森林計画の本文には「地域」が無くなっていた。今回の変更は閣議決定されたものを参考とした。
- ・「地域住民と野生鳥獣の棲み分け」に変更する。

B委員

今回の変更は、全国森林計画に伴う変更と鶴岡市独自の変更部分が混在しているのだが、事務局説明を聞いて内容が理解できた。

Ⅱ第1の1(1)において、「周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保」とあるが、何の幅を確保するのか記載されていない。「保護樹林帯の幅を確保する」等にしないと、連続した伐採跡地が広がってしまうと感じる。

事務局

全国森林計画の変更において、これまでは保護樹林帯の幅について明記されていなかった。今回保護樹林帯の幅を成木の樹高程度と明文化された。これからはある一定の指標を定めるべきと考えている。県では皆伐のガイドラインは定められていないことから市の計画として明文化したが、時期尚早であれば割愛・変更も可能と考えられる。

B委員

資料1の育成単層林の本文中においても「保護樹林帯」の表現は記載されていない。「保護樹林帯の幅については」の記載があればよいと思う。後で検討してほしい。

事務局

了解した。

議長が提案の承認について諮り、出席委員全員の挙手により原案通り承認された。

附帯事項の記載のとおり、本変更計画の決定は、公告・縦覧後に東北森林管理局長並びに山形県知事との協議を行う必要があることから、修正等があった場合は、会長の責任で修正を行う旨の了解を頂いた。

議案2号 鶴岡市林業再生検討部会設置要領（案）について

事務局より説明を行った。

委員については事務局で選考し、後日書面にて承認をお諮りしたい。

C委員

設置要領の第5条に「部会に会長を置き」とあるが、同条第2項に「部長は、部会を代表し」と記載されている。

事務局

会長及び部長の記載を部会長、副会長の記載を副部会長に訂正する。

D委員

第3条から第6条には「委員」と「部員」が混在しているので、統一する必要がある。

事務局

同様に修正する。

議長が提案の承認について諮り、委員全員の挙手により原案通り承認された。

字句の修正は事務局に一任する。

5. 報告

報告1号 鶴岡市松くい虫被害対策自主事業計画の策定について

事務局より説明を行った。

B委員

資料3の図面を見ると、鶴岡市内の対象地が着色されているが、酒田市、庄内町においても隣接して広がっていると理解してよろしいか。

事務局

庄内海岸においては加茂以北県境までの松林全体が高度公益機能森林又は各市町

で定める地区被害拡大防止森林として位置づけされ、重点的な防除区域として駆除に当たっている。

B委員

日本海沿いについては、酒田・遊佐も連続して指定されているのか。

A委員

その通りで連続している。

議長が提案の承認について諮り、委員全員の挙手により原案通り承認された。

6. 意見交換

テーマ：今後の鶴岡市の林業振興について

議長が出席委員全員に発言を求めた。

B委員

森林資源計画学という分野を専攻している以上、議案2号の部会設置の第2条の検討事項について異論はないが、現在鶴岡市にどのくらいのバイオマス資源があり、毎年の生産量、利用できる限界はどのくらいなのかを把握する作業が必要であり、考え始めなければならない時期と感じている。森林資源がどんどん活用されているが、行きすぎないで担保されるような状況を維持していきたい。

A委員

県では「やまがた森林ノミクス」ということで、森林資源を活用した地域振興、雇用の創生、地域活性化を知事が重点項目として進めている。12月県議会では「森林ノミクス条例」を制定予定である。県産材を使うことで地域を活性化することが制定の目的である。

一方で木質バイオマス発電所が計画を入れて8ヶ所あるが、CD材需要がどんどん高まっている一方で、A材の活用方を県レベルで検討委員会を設置して検討している。

森林ノミクスで一番重要なのは、いかに再生林を進め森林を循環利用するかである。県では再生林の補助率を現在80%まで嵩上げしているが、負担軽減が森林所有者の意識づけに至っていない現状であり、更なるテコ入れが今後のテーマである。ただ、市の計画で、主伐をしても再生林経費を生み出せないという記載はオーバーではないかと思う。再生林経費は補助金があれば生み出すことができると思っている。いかに

収入を得て次の代につなげるかという提案を強力にプッシュすることが課題であると感じており、県ではさらなる補助も検討している。

庄内地域を見ると森林資源は膨大であり、人工林の蓄積は県全体の3割占めているが利用量は県全体の2割程度の現状である。まだまだ木材生産は可能と思っているが、事業体の体制が整っていないのが実態ではないかと感じている。果敢にチャレンジしていかないと生産量は上がらない。市内の2つの森林組合人員の増、生産量の増にもっと期待したい。

E 委員

大型建築物件の木造化が進んでいる。羽黒高校をはじめ、老人ホームなど、この秋庄内地域で大型物件の受注が多いのだが、スムーズな納材が大変である。同業者の応援も考えているが庄内でも製材業者減っている現状である。高能率の製材機械を入れたいが多額の資本が必要でありそこまで至っていない。

羽越木材協同組合で、バイオマス発電所の隣に製材工場を建設するとの話があったが、私は歓迎したいと考えている。

木材価格について良い方向に向かう話は聞こえてこないが、一番人気のある24～28cmの原木流通価格が15,000円～16,000円の期間が続かず、11,000円台が現状である状況の中で、羽越木材協同組合が整備する製材所と連携することで、低コスト化が図られる可能性もある。問題は製材機械の性能及び組織の在り方である。

現在100年以上、120年ぐらいの3番玉までの4メートル材は人気がある。ここ、2～3か月で入札が多い現状である。庄内でも100年以上の木はもっとあると思うがなかなか取引にならない現状である。手入れをした材が今売り時ではないかと思っている。

検討部会の設置については大変よいことだと思うが、最後は事業化まで持って行ってほしいと感じている。

F 委員

建設業界は工務店等に対抗するためフランチャイズに変え、在来工法を後回しにしてきた経過がある。もう一つはハウスメーカーが乱立し、世帯主のジェネレーションが変わってきており、座卓でご飯を食べる時代ではなくなっている。二間続きの座敷等に興味がなくなった。コスト的にも地元産材を活用すると坪30万円代では施工できない。天井もクロス張りになり、外壁も杉板からサイディングに変わっている。

以前、地元県産材の補助金があったが、構造材、仕上げ材の7割を地元調達すると補助金がでるとような仕組み等がないと需要拡大につながらないと思う。

間伐、造林は結構だが、バイオマスありきの伐採ではいけないと思う。県産材を活用した住宅を増やす方法を提案して、需要拡大につなげてほしい。

職人が鉄砲、ハンマー、電動のこしか使わなくなり、のみ・かんを使う仕事はなかなかない。いざ、そういう仕事が舞い込むとベテランの高齢大工でないと施工できない現状であり、経験が足りない大工が増えている。当地域の杉材の需要が見込めないなら県外に売るような窓口を行政と一体で取り組み、需要拡大に努めてほしい。

C委員

住宅リフォームについては、県では70%以上の構造材で利子補給の対象等、補助事業はさまざま行っている。地場産木材を使うためには今後も続けてほしい。梁材に集成材が多くなった。地場産集成材は今後需要が高まるのではないかと。

バイオマスについては今後材が足りなくなるとの話があったが、用材に向く材も燃やされないかと危惧している。

住宅建築については、和風づくりの良さをPRしたいが現状では難しいと感じている。今後は地場産を使用する補助事業の強化が必要と感じている。

G委員

基幹林道があつての作業道である。支援事業では作業道にも補助金がつくが、美しい森林づくりでは作業道は該当しない。個人負担が増えると施業できない流れになる。作業道に対する補助を検討いただきたい。

バイオマスについては、買い取り価格が高いところに売りたいと思っている。トーセンが製材工場を建設すると、買い取り価格において同じような問題が出ると思う。行政からも価格の調整・指導等しないと、とぼっちは山主に来るとではないか。

林業の流れは変わっている。住宅建築も変わっている。それに我々が合わせていかなければならない。ラミナ、A材、バイオマスの各工場が市内にそろっていけばよい。鶴岡にないのはA材をこなす工場である。価格の統一化と工場誘致を強く望む。

H委員

所有する杉山は森林組合にお願いし、特用林産物の生産が主である。今年は自分の山でなめこの種駒を3万ほど植えている。最近住宅建築の方法が変わり、腰板などに使っていた栓の木、桧の木などが眠っている状態であり、きのこ用原木が太くなりすぎて困っている。

きのこは産直施設の秋の目玉商品なのだが、今年は出荷が少なくて困っている。種駒に50%補助が出るからと植えてほしいとPRしているが、去年は補助率が30%台、今年も同様になるだろうとの話が聞こえてきている。補助率50%の確保をお願いしたい。

I委員

先日、出羽庄内森林組合の1日研修で岩手県和賀町を視察した。薪ストーブ世界一を目指している。地域の9割が森林、そのうち8割が国有林の地域であった。自分も補助を頂いて薪ストーブを使っているが、県の補助金がまだ行われているのか伺いたい。

林道について、ずいぶん前に作った林道は大きなトラックが入れないことから拡幅をお願いしたい。

J 委員

生産森林組合は経営が成り立たない現状である。今年の総会でも各組合が何かアクションを起こせないかと決議をしたところである。特に問題なのが、納税のために賦課金を納付していただくのが限界になってきている現状である。

私どもの生産森林組合では用材確保の面だけではなく、山に親しむための共有林の使い方を検討し、5ヘクタールのワラビ園を作った。利益を生むのはまだまだの状態だが、山を楽しむ活動から山を守ろうとしている。なめこの植菌も昨年から行っており販路も確保しているが、今年はまだ発生していない状況である。用材確保だけでなく、山に親しむ活動も続けていきたい。

K 委員

森林組合の組合長に就任して3年になるが、心配しているのはこのまま先人が植えた木を燃やし続けたらどうなるのか、ということである。再生林の取組みを強力に進めなければならないと感じている。杉山は、伐採後ほったらかしでは笹や雑草に占有され、雑木も生えず災害も懸念される。

地域の山を買い占める製材業者の動きも出ているが、山から金が出ない現状であればどんどん売れる動きが進み、どんどん伐採されるが再生林は進まなくなるし、無届伐採なども心配される。

森林組合では市の指導をいただきながら、伐採後にあつみかぶの栽培を加えた再生林の取組みを行っている。

議長

D委員には、意見交換のまとめもお願いしたい。

D 委員

庄内地方の国有林は尾根部に位置し面積も広いことから、森林の状態で公益的機能を果たし地域の皆様の役に立っていると考える。

国有林事業は森林計画に基づいて実施しており、あまりにも急激な需要増などの動きがあったときには柔軟に対応できないこともあり得るが、受益者の求めに応じるた

め、立木購買や山元の委託販売、システム販売により木材を計画的に供給している。

林業における技術については、先進的で地域の実情に合ったものを身に着けるよう心がけており、先日は伐採から地拵え・植栽までの一貫作業システムに係る現地検討会を行い、鶴岡市職員の方にも出席していただいた。また、現在は平成 30 年度を始期とする森林計画の樹立準備中で、12 月 14 日にはマリカホールで住民懇談会を開催する予定である。署のHPで参加者を募集しているので、ご出席いただき忌憚のないご意見を頂戴したいと考えている。

議長から意見交換のまとめをするようにとのご指示があったが、本日は様々な分野の方々が集まり、それぞれの立場から現状・意見・質問が出された。その中で誰に向けた要望なのか判然としないものもあるように感じた。現状を打破しようとしているが、解決が可能なのか、受け手の考え方を覆さないと実現しないのか、時代の変化に柔軟に対応していく術はないのか等、状況判断、確認を経て次の一手を打っていく必要がある。特に行政機関は、貴重な税金をより効果的に使っていくため、説明責任も念頭に置きつつ吟味しなければならない。

B 委員のお話にもあったように、資源がどのくらいあるのかから始まる木材の流れがを正確に把握し、森林・林業・木材産業に関わる皆さんの努力で地域の経済が回り、安心安全な生活が成り立つことを目指したいと考える。

本日欠席の委員より書面による意見があったため事務局より紹介

毎年 8,000 石の造材を行っている。森林所有者からの要望で、立木と土地を両方買ってほしいという話が多い。会社として、伐採後植林しても採算をとれる状況ではなく、固定資産税がかかるだけであり応えることはできない現状である。山林を購入し伐採後天然林にする場合は非課税にする等の施策を検討できないか。

事務局

来年度予算要求に反映できるものは検討していきたい。

現段階で回答できるものについて話をすると、作業道の支援については、美しい森林では補助率が低いとの話だったが、森林経営計画に基づいた補助であれば 9 割補助となる。国の施策の中で森林経営計画を策定すれば補助率がよくなることから、効率化を図るために森林経営計画を策定しながら事業を進めてほしい。再造林も国・県・市の嵩上げを受けると自己負担は 10% である。有利な支援を受けるためにも森林経営計画の策定をお願いしたい。

特用林産については朝日地域限定で支援している現状である。申し込みが多くなると予算の関係で補助率が目減りする現状である。特用林産は中山間地域の大きな収入であるのは理解している。補助制度自体を全市的にどうするかを検討していかなければならないと感じている。木材だけの収入ではなく、毎年ある程度安定した収入を得

ることができる特用林産の栽培は魅力的である。J 委員紹介の取組みについては、将来に向けて望ましい形であると思う。

薪ストーブの補助については、県と市で以前補助制度を実施していたが所管が違うことから確認して連絡したい。(後日、県エネルギー政策推進課と市環境課において実施している補助事業について引き続き実施している旨確認した。委員に対する会議録確認の際に資料送付する)

林道の拡幅について、市が所管する道路であるが、既存林道の補修は補助率が低いことからなかなか進まない現状である。幅員が狭く大型トラックが入らないことは認識している。県では新規林道開設に対する嵩上げがスタートしたが、既存林道の拡幅についても新規開設並みの補助率の嵩上げをお願いしたい。

7. その他

K 委員

既存林道で 10 トン車が通れない林道がどのくらいあるのか調べてほしい。

事務局

既存林道のデータであれば林道台帳等で調査する。来年度に地域森林計画を作成するにあたり林業事業体に対し改良計画も含めて要望の提出をお願いしている。来年度の計画策定に反映させていきたい。

8. 閉会